

指定居宅サービス事業者等 集団指導

主な指導事項・よくある質問
【居宅介護支援・介護予防支援編】

池田市・箕面市・豊能町・能勢町 広域福祉課

目次（居宅介護支援・介護予防支援）

○介護支援専門員証の有効期間について

○管理者の要件について

○サービス担当者会議の開催・記録について

○居宅サービス計画の更新について

○減算・加算について

介護支援専門員証の有効期間について

介護支援専門員証の有効期間

5 年

- ・ 本人＋事業者で必ず確認してください。
- ・ 期限切れで業務を行った場合は
介護支援専門員としての登録消除の恐れがあります。

管理者の要件について

管理者＝主任介護支援専門員

令和9年3月31日まで



経過措置適用対象

令和3年3月31日時点で管理者であった介護支援専門員
が現在も継続して管理者の場合

※管理者変更が生じた場合は適用対象外となります。

サービス担当者会議の開催・記録について

- ・ サービス担当者会議の開催が確認出来ない
- ・ 書面での照会のみが続いている
- ・ 議事録は居宅サービス事業所と共有を



居宅サービス計画の更新について

モニタリング

少なくとも1月に1回、

利用者の居宅にて

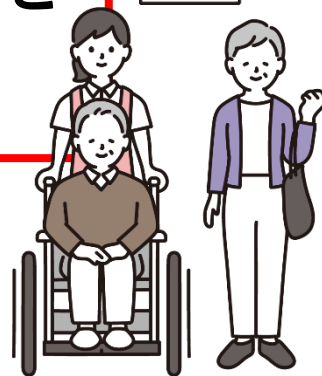
面接すること

※少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接する場合、訪問しない月のモニタリングはテレビ電話等で可

少なくとも1月に1回、
モニタリングの結果を
記録し、保存すること



利用者の状態に変化がない場合も、月1回のモニタリング、
目標の期限等のタイミングで適宜計画の見直し・変更・再交付を



減算・加算について

同一建物減算

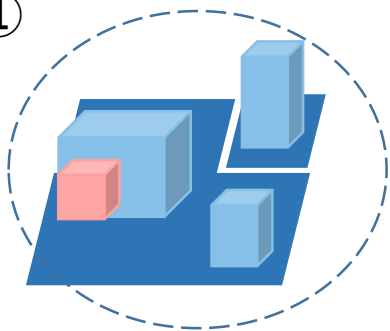


=事業所



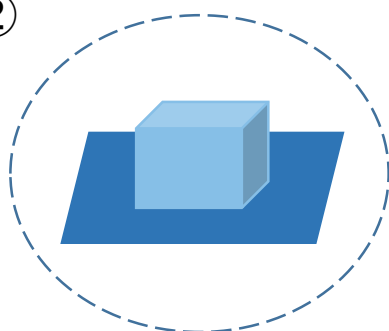
=減算対象となる建物

①



事業所と同一建物に
居住する利用者

②



又は

①以外の同一建物に
居住する利用者20人以上



5 %
減 算

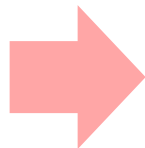
減算・加算について

入院時情報連携加算

【旧】

(Ⅰ) 利用者が入院してから
3日以内に
病院又は診療所に
情報提供していること

(Ⅱ) 利用者が入院してから
4日以上7日以内に
病院又は診療所に
情報提供していること



【新】

(Ⅰ) 利用者が入院した
当日に
病院又は診療所に
情報提供していること

(Ⅱ) 利用者が入院した日の
翌日又は翌々日に
病院又は診療所に
情報提供していること



減算・加算について

ターミナルケアマネジメント加算

在宅で死亡した利用者に対して、※終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者を提供した場合



よくある質問

付表における「専従」と「兼務」の考え方について

付表第二号(十一) 指定居宅介護支援事業所の指定等に係る記載事項

事業所	法人番号			
	フリガナ			
	名称			
	所在地	(郵便番号) 都道府県 市区町村		
管理者	連絡先	電話番号 Email	(内線)	FAX番号
	フリガナ			
	氏名	住所 (郵便番号) 市区町村		
	生年月日			
○人員に関する基準の確認に必要な事項				
従業者の職種・員数(人)		介護支援専門員		
常勤(人)		専従	兼務	
非常勤(人)				
事業開始時の利用者の推定数		人		
添付書類		別添のとおり		

付表第二号(十二) 指定介護予防支援事業所の指定等に係る記載事項

事業所	法人番号			
	フリガナ			
	名称			
	所在地	(郵便番号) 都道府県 市区町村		
管理者	連絡先	電話番号 Email	(内線)	FAX番号
	フリガナ			
	氏名	住所 (郵便番号) 市区町村		
	生年月日			
○人員に関する基準の確認に必要な事項				
従業者の職種・員数(人)		担当職員		
常勤(人)		専従	兼務	
非常勤(人)				
事業開始時の利用者の推定数		人		
添付書類		別添のとおり		

